

申請、届出の主な変更点について

① 押印を廃止します

ただし、以下の書類はこれまでどおり押印が必要ですのでご注意ください。

- ・（申請者が、直近の納税額 0 円かつ債務超過の場合）財政能力に関する書類のうち、返済不要な負債があることが分かる書類
- ・（処分業や積み替え保管を行う場合）土地・建物の使用権原を証明する書類のうち、土地・建物の所有者が「産業廃棄物の処理施設」として当該土地・建物を使用することを承認していることが確認できる書類（承諾書等）

※行政書士が作成した書類については、行政書士法施行規則第 9 条第 2 項に基づき、記名・職印が必要です。

② 許可証は郵送で交付します

- ・原則、許可証は申請者への郵送となりました。
やむを得ず申請者が来庁で受領する場合や第三者が受領する場合は、本人確認書類の提出が必要となりますのでご注意ください。

詳細は手引をご確認ください。